

令和元年 第17回

教育委員会臨時会会議録

令和元年8月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2527号  
令和元年第17回臨時会

日 時 令和元年8月27日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明
	本村小学校長	山 村 登 洋

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 第2512号 第1回定例会(平成31年1月8日開催)
- 第2513号 第2回臨時会(平成31年1月22日開催)
- 第2514号 第2回定例会(平成31年2月6日開催)
- 第2515号 第4回臨時会(平成31年2月26日開催)
- 第2516号 第7回臨時会(平成31年3月6日開催)
- 第2517号 第3回定例会(平成31年3月14日開催)
- 第2518号 第9回臨時会(平成31年3月26日開催)

## 日程第2 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立みなと科学館条例の施行期日を定める規則について
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の廃止について

## 日程第3 教育長報告事項

- 1 令和2年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 図書館システム用サーバー等の購入について
- 3 港区立箱根ニコニコ高原学園指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 4 令和2年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 5 港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 6 新教育センター等整備事業に係る物価変動協議への対応について
- 7 教育センター什器等の購入について
- 8 後援名義等の7月使用承認について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の7月各事業別利用状況について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 12 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について
- 13 図書館の7月分利用実績について
- 14 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 15 9月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第17回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 かしこまりました。

○教育長 まず本日の運営についてお諮りいたします。日程第3、教育長報告事項第3「港区立箱根ニコニコ高原学園指定管理者候補者の選定について」、教育長報告事項第5「港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について」、この2件につきましては港区議会への議案提出前で候補者名が非公開であることから非公開とし、先に報告を行い、その後、日程を戻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、教育長報告事項第3及び第5につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

#### 日程第1 会議録の承認

第2512号 第1回定例会（平成31年1月8日開催）

第2513号 第2回臨時会（平成31年1月22日開催）

第2514号 第2回定例会（平成31年2月6日開催）

第2515号 第4回臨時会（平成31年2月26日開催）

第2516号 第7回臨時会（平成31年3月6日開催）

第2517号 第3回定例会（平成31年3月14日開催）

第2518号 第9回臨時会（平成31年3月26日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成31年1月8日開催の第2512号 第1回定例会の会議録、平成31年1月22日開催の第2513号 第2回臨時会の会議録、平成31年2月6日開催の第2514号 第2回定例会の会議録、平成31年2月26日開催の第2515号 第4回臨時会の会議録……。これは、飛んでいいのですか。3が書いてないよね。

○図書文化財課長 臨時会は持ち回りがありますので。

○教育長 持ち回りでも、会議録がないにしても、それは承認しないとまずいのではないですか。

○図書文化財課長 持ち回りでの臨時会は会議録が発生しないものですので、メールで審議はしています。

○教育長 そうなのだけど。そうなのだけど、承認しなくていいのですか、質疑なしで。

○図書文化財課長 これまではそんな形で……。

○教育長 いや、これまでではなくて、正しいかどうかを聞いているの。

○教育長室長 ちょっと取り扱いについて再度精査して。

○教育長 分かりました。では承認していただくなら次回ということにしますか。

では、平成31年2月26日開催の第2515号 第4回臨時会の会議録、平成31年3月6日開催の第2516号 第7回臨時会の会議録、平成31年3月14日開催の第2517号 第3回定例会の会議録、平成31年3月26日開催の第2518号 第9回臨時会の会議録につきましては承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは、承認することに決定いたしました。

### 日程第3 教育長報告事項

3 港区立箱根ニコニコ高原学園指定管理者候補者の選定について（非公開）

5 港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について（非公開）

○教育長 それでは、これより非公開の報告に入ります。

(非公開審議)

### 日程第2 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に日程第2、審議事項に入ります。議案第55号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは審議事項1番、議案第55号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

本改正条例につきましては、本日審議、決定いただきました場合には第3回定例会の方に提案をして決定をいただきます。恐れ入ります、審議資料ナンバー1の一番最後の1-3の資料の方をご覧ください。

今回の改正する条例の内容ですけれども、枠組みの中の「審議内容」に書いてある主に二つの観点からの改正内容となります。まず、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが施行され、地方公務員法が改正されることになりましたので、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利制限に関する措置の適正化を図るために一部を改正いたします。また、地方公務員法の一部改正によりまして、臨時的任用職員の要件が常勤職員に欠員が生じた場合に限定されるとともに、常勤職員と同様の給料等が支給されることから、昇給の取り扱いに関する条例の一部改正を行います。

内容ですけれども、参考資料の1をご覧ください。まず、成年被後見人等に関する部分の改正ですけれども、こちら記載の法律が、令和元年6月14日に公布されました。成年被後見人と被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、欠格条項その他権利の制限に関する措置を適正化するというところで、下の「改正内容」にありますように、資格・職種・業務等から一律に

排除する規定を設けている制度について、心身の故障等の個別的、実質的に審査を行って、制度ごとに必要な能力の有無を判定する規定へ適正化するという内容です。それに地方公務員法も該当してございます。

済みません、今日配布しました条文が記載されている「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」という3枚つづりの資料があるかと思えますけれども、その2枚目の方をご覧ください。地方公務員法の抜粋を提示しています。

ここの第十六条、欠格条項ということで、次のいずれかに該当する者は、職員となり、または競争試験、選考を受けることができないということで、その第一項で、成年被後見人または被保佐人が規定をされております。この第一項を削除するものですが、その下の第二十八条のところをご覧くださいと思いますが、次のいずれかに該当するときは、その意に反して降任または免職することができる。その第二号のところに、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合という、何らかの事情で成年被後見人または被保佐人になって職務に堪えない場合につきましては、こちらの規定を適用いたしまして、職務の遂行が可能かどうかを判断し、降任または免職の処分をするということで第十六条第一項が削除された場合について対応していくということになります。

お戻りいただきまして、資料ナンバー1の方の3ページ目の新旧対照表になります。議案資料ナンバー1-2になります。この欠格条項に関連いたしまして幼稚園教員職員の給与に関する条例では、期末手当に関する第二十七条と二十八条、または勤勉手当に関する第三十条のところにこの欠格条項の規定が記載されています。下段が現行規定になっていますけれども、第二十七条で言えば、こちらは期末手当の支給日に在職する職員は教育委員会規則で定める日に期末手当を支給するというものですが、この基準日前一箇月以内に退職、またはこの欠格条項、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した場合には期末手当を支給するという規定になっていますが、大元の第十六条第一項が削除されますので、この部分について削除をするものでございます。

また、第二十八条の第二項、2ページ目になりますけれども、下段の現行の規定になります。先程ご覧いただきました第二十七条の規定日から支給日の間に地方公務員法第二十八条の第四項の規定、先程の資料にありますけれども、離職した職員、第十六条の二、禁錮以上の刑に処せられたり、懲戒免職の処分を受け2年を経過しない者など、こちらに該当して失職した職員については期末手当を支給しない。ただし、第十六条第一号に該当して失職した職員を除くという規定がござい。同様に、こちらも第十六条第一号の規定がなくなるため、こちらも削除するものです。

勤勉手当につきましても、同様の内容、趣旨の条文となっておりますので、そのページの下段にあります第三十条の下線部分について削除するものでございます。

では恐れ入ります、もう一つの理由によります臨時的任用職員の部分ですが、参考資料2の方をご覧ください。こちらは地方公務員法の改正によりまして、令和2年4月1日から現在の非常勤職員、または臨時職員の制度が改められまして、会計年度任用職員制度の創設と臨時職員についての任用の要件の厳格化が行われるものでございます。

今回の改正に関連する部分ということで、臨時的任用職員についてご説明させていただきますが、参考資料2の3ページ目の方をご覧ください。今回の地方公務員法の改正によりまして、臨時的任用職員の任用理由、採用できる場合が「常勤職員の欠員代替」の場合に限るということで厳格化されます。一方、臨時的任用職員の今後の制度としては、育児休業、休職等により欠員となった常勤職員に代わって業務に従事することとなるため、臨時的任用職員については常勤と同様の給料、諸手当が支給されることとなります。ただ、その任用期間については法律に定めがありますが、最長1年間とされており、昇給の提供は制度上ございません。したがって、その部分の条例の規定整備を行うものです。

恐れ入りますが、資料ナンバー1-2、先程の新旧対照表の3ページ目をご覧ください。「現行」の部分ではその規定はございませんけれども、上段、改正案のところでは三十二条の三、昇給についての適用除外ということで、条例第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しないという規定を新たに設けます。こちらの条例第七条第二項から第五項までの規定といたしますが、また先程見ていただいた3枚つづりの法規の抜粋資料の方をご覧くださいと思いますが、その1ページ目の幼稚園教育職員の給与に関する条例、初任給及び昇格昇給等の基準の第七条第二項から第五項、こちらについては昇給を行う場合、勤務成績に応じて行うこと、また原則通常で勤務した職員については四号昇給を行うこと等の規定がございますが、こちらを適用しないということで、昇給は行われないうつくりになります。

それから「付則」の方ですけれども、施行日につきましては、先程の成年被後見人等に関する法律が令和元年6月14日に公布されておりますけれども、地方公共団体の条例についてはその法律の中で公布の日から6月以内に施行するという規定がございますので、それに基づき12月14日から施行とさせていただきます。

また、地方公務員法の改正による臨時的任用職員の扱いにつきましては、令和2年4月1日からの適用となりますので、これにあわせて昇給についての第三十二条の三の規定については、令和2年4月1日からの施行とさせていただきます。

また、お戻りいただきまして、1-3の審議資料の方をご覧ください。2の「改正概要」の一番最後の段落「その他、規程の整備を行います」というものでございます。行ったり来たりで申し訳ないのですが、その前の新旧対照表の2ページで、ちょっと分かりづらいのですが真ん中ぐらいのところ、第二十八条の第四項で3行目に、「刑事事件に関し禁錮以上の刑に処されたもの」とございますけれども、現行では下段、禁錮の「錮」に振り仮名が振られておりますが、この条例が作成された以降、当用漢字にこの禁錮の「錮」という字が指定されましたので、現在不要となっておりますので、今回の規定の改正にあわせて上段のとおり禁錮の「錮」の振り仮名を削除する改正をあわせて行っていただきます。

給与条例の改正に関する説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

さっきの「付則」のところの施行日なのだけれども、12月14日ですよ。それで、この参考

資料1の「施行期日」のところの③がそれなのでしょう。

○教育長室長 そうですね。

○教育長 そしたら、もともとその公布の日がいつかというのは、どこかに書いてあるのかな。

○教育長室長 この参考資料では……。

○教育長 法自体が。

○教育長室長 法の公布日は、公布された日は載せて……。

○教育長 それ、どこかに書いてある。この資料の中に。

○教育長室長 資料の中には記載はありません。

○教育長 書いておくと、それが分かるのではないですか。参考資料を見て、そのこっちの1-3の3の「施行期日の日、12月14日」と書いたらいいのでは。それが分かるのでは、どこかに書いた方が。それ辺、書いてないのだよね。

○教育長室長 参考資料には書いてないので。参考資料は国の資料なので、ちょっと改正、手を加えられないので。

○教育長 資料ナンバー1-3のところに書けばいいでしょう。

○教育長室長 「施行期日」のところで補足説明をそのように加えます。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入りたいと思います。議案第55号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第55号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区立みなと科学館条例の施行期日を定める規則について

○教育長 次に議案第56号「港区立みなと科学館条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは議案資料ナンバー2ということで、議案第56号「港区立みなと科学館条例の施行期日を定める規則について」ということで、2枚おめくりいただきますと資料2-2というのがございます。

港区立みなと科学館条例が平成30年に条例を定めていただきました。その施行期日については、開館日である令和2年4月1日ということで、その日を施行期日と定める必要があるため、規則の制定をお願いするところがございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第56号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。



(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第56号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に議案第57号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは議案資料ナンバー3をご覧ください。議案第57号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ということで、2枚おめくりいただきまして、ナンバー3-2をご覧ください。

先程、教育長室長の方から説明がありました会計年度職員の制度を実施するに伴いまして、この勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましても一部修正が必要となりました。それにつきましては、臨時的に任用された職員と臨時的に任用された職員以外ということで、これまではなかった特別休暇について明確に示す必要が出てきたということでございます。

それにつきましては、二つの差、臨時的に任用された職員と臨時的ではない、臨時的に任用された職員以外の職員の差は、リフレッシュ休暇1点のみが差としてなります。めくっていただきまして、4枚目の資料の裏面に、リフレッシュ休暇とはどんなものかということで、参考でおつけさせていただきます。もともと長期にわたって勤務を続けてきた、長年勤務をしてきた者に対して与える休暇であるということから会計年度職員、臨時的に任用されている職員については当てはまらないということで、こうした違いが生まれてくるものでございます。

以上についてご審議いただいた上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

今までは、第十七条の職員には臨時的任用職員が入っていたのですよね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 そうすると今まではリフレッシュ休暇は取っていたのですか。

○教育指導課長 趣旨を鑑みて、取っている方は今までいなかったというふうに確認しております。

○教育長 逆に言うと取れていたということですか。

○教育指導課長 取った方はいませんが、取ることは可能であった。

○教育長 可能であった。ということは、そのところと今回の臨時的任用職員が取れなくなったところの整合というのは、どういうふうに考えればいいですか。

○教育指導課長 取れなくなったというのも、もともとリフレッシュ休暇そのものの趣旨からすると、長年勤務していた者に与えるものということなので、それについて明確に今回のように条文を整理して、それは臨時的に任用された職員とそれ以外のもので明確に定めてあげることが必要ということで、今回は整理したというふうに捉えていただくとありがたいと思っています。

○教育長 整理したのはそうなのでしょうけれども、なぜ取れていたのか、取ることが可能だった

のか。間違いだったということですか。

○教育指導課長 間違いという……。明確に東京都の職員の場合は勤務年数何年以上でなければリフレッシュ休暇は取れないというふうに定められていたのですが、特別区の職員についてはそのことの記載が条例の規則等については書かれていなかったというところが、今回そこで改めて趣旨に鑑みて明確に分けるということになります。

○教育長 東京都は明確にされていた。

○教育指導課長 はい。

○教育長 それは何ですか。何でというのは、理由ということは、何の根拠に基づいて。条例とか規則とか。

○教育指導課長 もともとその条文の中に規則をつくる際にきちっとその趣旨を踏まえた文章として入っていたのですけれども、特別区の方については逆になぜ入っていなかったのか不思議なところなのですけれども、定めた際にそういう想定をしていなかったのかどうか、ちょっと私には分からないところがございますが。ただ……。

○教育長 東京都はどこに規定されているのですか。

○教育指導課長 職員の勤務時間、休暇、休日等に関する、東京都のものは規則に書いてあります。

○教育長 そこにおいては臨時的任用職員には……。

○教育指導課長 臨時的ではなくて、リフレッシュ休暇そのものは勤続何年ということが示されています。

○教育長 それは、例えば6ページに参考資料がついているのですけれども、参考で。ここのこれ、幼稚園教育職員ですよね。東京都はこの条文とは違う条文が規定されていたということですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 どんな表現ですか。

○教育指導課長 ちょっと今、手持ちにないのですが。ちょっと係長にとってきてもらいますのでお待ちください。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

第二項のところに規定があったということですか。リフレッシュ休暇の定義が第一項ですよ。

○教育指導課長 一項だったか、二項だったかは……。我々に配られて、休暇の説明の書類の中に明確に書いてありましたので。ちょっと今、お待ちください。

○教育長 ちょっと時間がかかるかもしれないのですけれども、これはちょっと保留にさせていただきます。

#### 4 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の廃止について

○教育長 次の議案第58号「港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の廃止について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案資料ナンバー4、議案第58号「港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関

する条例の廃止について」ということで、これにつきましては、おめくりいただいた資料ナンバー4-2を確認していただきたいのですけれども、講師につきましても先程、教育長室長の方からお話があったように、会計年度職員に移行いたします。したがって、講師についてこれまでは、講師の報酬等に関する条例に基づいて賃金等をお支払いしていた訳なのですけれども、これが会計年度職員の方の条例に基づいて給与等について支払いをしますのです、これまでの港区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例が必要なくなったということで、今回廃止をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

この「審議内容」のところに書いてある「(仮称) 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」ができたからということですよ。

○教育指導課長 制定するために、これから。

○教育長 これはいつ審議して、いつ施行するのですか。

○教育長室長 第3回定例会の人事課の方が提案をする予定で、その庁議に入られたと思うのです。

○教育長 それで2年4月1日に施行だよ。それとこれ、同時にそれ見ないで廃止にするではないですか。講師の報酬等に関する条例を廃止するよね。同時にやるのですよね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 これはそれでいいのですか。元になる会計年度任用職員の給与に関する条例が制定されなかったら、先に講師の報酬が廃止するというふうになるではないですか。

○教育指導課長 そうですね。

○教育長 やり方として、いいのと聞いているの。

○教育指導課長 そうですね。ご指摘のとおりです。順番としてはそうなるのでしようけれども、そういう指摘を受けますと、本来はその方が……。

○教育長 元がなくなっちゃうよね。

○教育指導課長 ただ、前提として、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されないという前提がなかったものですから、このタイミングになって……。

○教育長室長 もう地方公務員法で会計年度任用職員の制度導入が令和2年4月1日からとされていますので、ある意味、何が何でもこの新たな「費用弁償に関する条例」というのは、それまでに制定をされなければ、区としては雇用をできなくなってしまうということになりますので、それは避けるべき最大限の努力を要する必要があると思います。

○教育長 それは努力するのだけれども、何でも努力しているのだけれど、仮に要するに制度として、法律に基づいてつくる制度なので、条例は制定しないとイケないのだけれども、第3回定例会において中身についてクエスチョンがついて条例が可決されなかった場合に、この講師の報酬等に関する条例というのはどうなるのですか。

○教育長室長 講師がもう任用できなくなってしまうと思いますので、いずれにしても使えなくな

ってしまうと思います。

○教育長 では連動しなくていいということですか。先に要するに廃止条例が可決されて、その相対の給与、費用弁償に関する条例が否決されても、それは大丈夫。今の話だと大丈夫だということですよ。施行日の話ではなくて。

○教育長室長 講師が存在しないので。

○教育長 可決、議決。議決の話をしているの。

○教育指導課長 どうなのですかね。

○教育長 ここで悩む話ではなくて。それを明確に答えてくれないと。例えば一般区民の人が、こっちができるからこっちは廃止しますだったり、そういう普通の区民の視点で、法律を知らなくても「大丈夫ですか？」と単純な疑問を持つではないですか。それを専門家である行政が答えられないとまずいと思うのだけれども。

○教育指導課長 ちょっともう一度、明確になるように調べてみたいと思いますが、ただ会計年度職員制度そのものは、必ず可決されるという前提のもとに全て国が動いているというところが実態でございますので。

○教育長 国の方は法律はもう通っているのでしょうか、これ。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だからいいのだけれども、それを受けての自治体の側の条例。こういうのはいっぱいあると思いますよ、今までも。一方ができることによって一方は廃止せざるを得ない。両立できない。その上程の仕方、審議の仕方という意味で、そのやり方を聞いているのであって、中身というよりは。

○教育指導課長 確かに廃止しなくても、自然とそれに適用する職員がいなくなるので。必要なくなるので、適用される職員がいなくなっても問題ないのだからと思うのですけれども。

○教育長 ちょっとこれも確認してくれますか。

○教育長室長 今、法規担当に確認します。

○教育長 ちょっとこれも保留にして、その前のやつは答えられますか。

○教育指導課長 大丈夫です。

### 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 では、議案第57号の審議にまた戻りたいと思います。

○教育指導課長 長期勤続休暇というふうに、リフレッシュ休暇という名前では東京都の場合はございません。二十七条の二というところの中の第二項のところには二つ例がまず載っているのですけれども、勤続15年に達する日が帰属する年度の1月1日から2年間、または勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から2年間というふうに、そういった形で与えられる時期を規定していません。年齢ではなく。

○教育長 そうすると、あえてその東京都の方がそういう規定をしながら、6ページの参考に

あるように、特別区というか幼稚園教員については年齢でやっているのではないですか。そこに意味があるのではないのですか。

○教育指導課長 大もとは、幼稚園も特別区ではなく東京都の職員であった時代があつて、これが適用されていたところが、特別区の方に移ったときに、皆様と同じ立場になって、そちらに合わせたというところで、意味があつたというよりもそれよりもまずは特別区の方たちのそのリフレッシュ休暇の条項の方が先に決まっていたということです。

○教育長 いや、それは全然説明になっていない。逆にそうだとすると「何で東京都の時代から特別区になったときに変えるの?」「いや、区の職員がそうだから」というのは、ちょっと違わないですか。新たにそこに幼稚園教員が区の職員になったというか、区の職員として採用する自治体があればそうなるよ。だけど、過去においては、それを引っ張ってきている訳ではないですか。そこはなぜというのが出てくるでしょう、当然。

○教育指導課長 その当時に本当は議論すべきことなので、今、私が議論はちょっと難しいのですけれども、その当時にそういう議論があつた上で、区の特別区の方たちと皆さんと同じにしたという経緯についてはちょっと調べてみないと分かりません。

○教育長 だから、ここに意味があるのではないかということ。そうすると「これ大丈夫?」ということ。臨時的に任用された職員について外しちゃうわけでしょう。しかも、今まではそれが取ることができたということになっているでしょう。いや、この参考の方の施行規則を変えるのならいいんだよ、同時に。これだと取れるよね。

○教育指導課長 ただ、リフレッシュ休暇の条文をお読みいただくと分かるのですけれども、リフレッシュ休暇は、次の各項にあげる年齢に達した職員に対して該当年齢となった日が属する年度の翌年度においてなので、翌年度に在籍しているかどうかは不明確です。年齢に達した翌年度に与えるものですので、臨時的任用の場合には翌年度にいないというのは不明確な状態ですから、これについては必ず与えられるということではないと思います。

○教育長 いや、それを言うとかえって泥沼に入らないですか。だって翌年度いるかどうかは分からないでは、いたらどうするのとなってしまう。

○教育指導課長 ただ、任用は一旦切れているので。

○教育長 それでいいですか。では、翌年度にいない訳ではないですか。

○教育長 はい。

○教育長 その属人的にはいるかもしれないけれども、制度的には引き続きではないのでしょうか。

○教育指導課長 引き続きではないです。

○教育長 だったらそういうふうに説明すればいいじゃない、初めから。そうだよ。いないのだよね、翌年度。1年以上は継続して勤務はできないのでしょうか、臨時的任用職員という制度においては。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だったらそうではないの。第二項の、今読んでくれた文章において、それはあり得ない

と。だからおのずから第十七条のところに職員の中に臨時的任用が入っているのだけれども、リフレッシュ休暇については該当しなかったのですよ。それを明確にするために今回、改正するのですよと言えば、すーっと落ちるではないですか。

○教育指導課長 そのように訂正させていただきます。

○教育長 57号について、そのほかご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第57号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第57号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の廃止について

○教育長 どうでしょう、いいですか。保留にする？

○教育長室長 もうこれ以上は出ないと思います。

○教育長 では、議案第58号について、再度審議をお願いいたします。

○教育長室長 講師条例が先に、今回の会計年度任用職員の費用弁償に関する条例よりも先に廃止されてしまった場合ですけれども、基本的にはやはりセットで制定、廃止されることは想定されていますけれども、万が一講師条例のみ先に廃止ということになってしまった場合については、法規の限界としては、講師条例を再度改正をして、会計年度任用職員として任用して支給できるような規定に改正するという手段をとるしかないと思っております。

○教育長 ちょっとよく分からないのだけれども。もう1回言ってくれますか。

○教育長室長 廃止条例の一部改正という手法があるそうなのですが、それにおいて会計年度任用職員として講師を採用し、費用弁償をするという規定をその廃止条例の一部改正条例の中に盛り込むという手法があるそうです。

○教育長 その前に廃止してしまうのですよね、この条例を。可決してしまうのですよね。そうすると一部改正というのは、また出てくるのですか。一部改正ではなくて、新規条例になってくるのではないですか。

○教育長室長 廃止条例の一部改正ということが出来るそうなので。新たな条例は、おそらく本体の人事課が用意する会計年度任用職員の費用弁償の条例ができれば諮りますので、新たな制定というよりは臨時的なつなぎということで廃止条例の改正という取り扱いになると推測されます。

○教育長 廃止条例は可決されましたというと、条例そのものはなくなった訳ですよね。

○教育長室長 ただ、おそらく同時にはなるとは思いますが、廃止条例の一部改正というような条例を新たに。

○教育長 廃止される覚悟で？

○教育長室長 という手法があるそうなのです。

○教育長 存在がなくなったのに、その改正というのは。

○教育長室長 これまで区では例がなかったそうですけれども、そういう……。

○教育長 そうではなくて。廃止、要は存在というのは、条例がなくなった中で、その条例の一部改正というのはあるのですか。

○教育長室長 あるという見解です。法規担当が言うには。

○教育長 では生きている訳だ。その一部改正ということは、生きているから一部改正になるのでしょうか。

○—— 廃止条例の付則の中ですか？

○教育長室長 この条例はまだ施行されていないので、4月1日まで。この条例自体を、改正するという条例をすぐ改正して、中身を変えてしまうというそういうやり方をするという話。

○中村委員 廃止される条例と廃止条例は別なのです。これ、廃止条例は、2年の4月1日に施行されているから、この廃止条例はまだあるのですよ。だから、それを改正するというのでしょうか。それは論理的にあり得ますね。

○教育長 とうか施行されていない訳でしょう。2年の4月1日まで廃止ということが施行されていないから、一応議決はされたけど廃止していないから生きているということでしょう。議決されるのは、3定で議決されたとしても、それが効果が生まれるのは2年4月1日なのでしょう。その間に要は廃止条例の一部改正を入れるということでしょう。そういうことだよ。そういうふうに説明してくればいい。それでいいのですよね。

○中村委員 そのとおりだと思いますけれども。

○教育長 「あり得る」とか言うのではなくて。廃止条例を廃止するという。仮にそうなった場合は、そういうことはできるという。非常識だとか何とか。分かりました。

そのほか議案58号についてご質問、ご意見はありますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第58号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 日程第3 教育長報告事項

#### 1 令和2年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。「令和2年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは報告資料ナンバー1に基づきまして、令和2年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達の報告をさせていただきます。

なお、大変申し訳ございませんけれども、3番目の依命通達につきましては、押印をしたものが

ございますので、席上配布させていただいた資料と差し替えをさせていただきたいと思っております。お手数ですが、大変申し訳ございません。

それでは、編成方針のまず内容についてご報告させていただきます。資料を1枚おめくりいただきまして、区長決定の編成方針の方をご覧ください。

まず、I番の「区を取り巻く環境」ということで、最初、国全体の経済状況、そして10月からの消費税率の引上げと、その活用策についての記載がございます。また、東京都の動向としましては東京2020大会、そしてその後を見据えた新たな「戦略ビジョン」を示されることを記載して、区としてはこうした区を取り巻く環境の変化で区民生活の影響や、各施策に対する区民の声を的確に捉え、区民の皆さんが安全・安心に暮らし続けるよう、将来課題を先取りし、迅速かつ積極的・戦略的な政策の立案、実施が必要であるということが述べられています。

続いてII番、「財政の見通しと予算編成の目標」です。まず人口ですけれども、ご案内のとおり、人口増加が継続しておりますが、港区では令和元年7月1日現在、約26万人となっておりますが、これが令和9年1月には30万人を超える見通しです。

その中で歳入については特別区民税、区の歳入の根幹を成すものですが、今後も安定的に推移する見込みである一方、こちらは景気や税制改正などの影響を受けやすく、またふるさと納税制度による影響が今年度約43億円の減収となることが見込まれています。

歳出においては、人口の増加に伴い、行政需要の増加ですとか、また国籍、性別や障害の有無にかかわらず人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせる取組や、地震などへの備え、また児童虐待防止、認知症対策など、区民が安全で安心できる社会を目指して全力で取り組んでいくことがうたわれています。

また、教育関係で新教育センターの開設の部分があげられておりますけれども、教育に関する相談体制や不登校対策などの教育支援を強化するということが記載が述べられています。

また、東京2020大会期間中での区民生活や区の事務執行への影響に留意するとともに、大会が心に刻まれるよう効果的な取組を推進していくとされています。

また、令和2年度は現在の基本計画（後期3年）の最終年度となりますので、そちらも踏まえて地域のみinnで考え、共に支え合う「港区ならではの地域共生社会」の実現に向けて、基本計画に計画されている計上事業を確実に実施します。

これらを踏まえて令和2年度予算は「人がときめき、まちが輝く、区民の笑顔が未来に広がる予算」として編成されると決定されました。

裏面の方をご覧ください。「予算編成における基本方針」ですけれども、重複する部分もございますが、まず項番Ⅲの1「港区ならではの地域共生社会」の実現に向けて計画に計上した事業へ予算を優先的に配分すること。また、行政、区民、民間、全国各地域の「4つの力」を組み合わせた「参画と協働」を更に発展させていくこと。また、職員が税の重みを意識して、事務事業の見直しですとか、経常的経費の節減など、不断に努力を徹底していくことが方針として示されています。

「予算編成における重点施策」については、子どもの関係で、1の「子どもを地域社会で健やか



に育むための取組」の（３）で、教育の部分について触れられています。児童・生徒数の増加に対応した教育環境の整備、教育に関する相談体制の強化、学びの多様性の推進など、子どもの教育を支える取組の推進が記載されました。重点施策としては２番の「安全・安心で誰もが自分らしく暮らせるための取組」、３番「まちがにぎわい輝くための取組」というのが掲げられています。

では、次の資料「令和２年度予算の見積りについて」。大変申し訳ありません。先程、席上配布させていただいた資料は年度当初に、ちょっと別のもので今年度予算をどういうふうに執行していくべきかという依命通達の資料でしたので、来年度予算についての見積りの依命通達については資料１に綴じ込んである３枚目の資料、大変長いものが原本となりますので、そちらの方で済みません。大変申し訳ありません。

**○教育長** ちょっと待って。見積り依命通達のはんこが押してあった、公表してあった写しはありますよね。だからそれは後でいいから、これです。さっきの違うよと言ったやつで説明してくれませんか。時間ないから。

**○教育長室長** ナンバー１の３枚目の資料です。「令和２年度予算の見積りについて」というものですが、両副区長名からの通達となっております。ここで書きの２番をご覧ください。東京２０２０大会の開催の関係で、区民サービスへの影響をあらゆる分野で確認し、影響が最小限になるよう、事務事業の執行や契約内容を見直し、予算を要求することということがまた新たに記載されています。

また、予算編成過程の公開で、全ての事業において要求段階から区民への説明責任を果たし、その編成過程に透明性の高い要求とすることとうたわれています。

口頭で申し訳ありませんが、昨年度から予算編成過程の一部公開を開始しておりますけれども、昨年度までは教育費、総務費、民生費といった費目のレベルで、要求と実際の予算案がどのように変わっているかという公開が２月に行われました。今年度からは各二次経費と言われていたレベルアップ事業、いわゆる新規事業につきまして、要求段階とそれから査定、それが今どのように査定されたかという事業レベルに落としたものを公開していくということに変更される予定となっております。そちらを念頭に置いた記載となっております。

また４番では「最少の経費で最大の効果」を生むよう、前例にとらわれず創意工夫して、積極的に財源を生み出すとともに、歳出においては無駄を徹底的に排除し、真に必要な額を要求していくことということがうたわれました。

こうした予算編成方針、また予算の見積りに関する依命通達の前で事務局としましては、教育関係予算について「港区教育ビジョン」に掲げます基本理念、「すべての人の学びを支え つなぎ生かす」教育の実現に向けて令和２年度予算編成に今後取り組んでいく次第でございます。

たびたび資料の間違いがございまして大変申し訳ありませんでした。説明の方は以上とさせていただきます。

**○教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

質問ではないのですが、予算編成方針のさっき村山室長が説明してくれたように、教育委

員会における重点施策に該当する教育委員会の部分として、裏面の1の(3)があげられているので、各部署においてはきちっとこれを予算化するように改めてお願いします。それぞれ教育環境の整備とか相談体制の強化とか、多様性の推進「など」というのが入っているので、色々な施策、取組が出てくると思うので、表面的に捉えず、ここにつながるものはきちっと予算要求するというスタンスでお願いしたいと思います。逆に重点施策に掲げてくれたが故に予算はつくということなので、ぜひお願いします。

よろしいですか。

○**山内委員** では今の。もう一つは、この重点施策に関係して言うと、直接的な管轄の外であっても、例えば児童虐待云々の話があがって、学校の教育と、学校とそれから福祉との連携は非常に重要なことだと思います。それから2の(2)の介護予防等々というのも、ある意味でスポーツセンターなどのそういう運動施設を使った啓蒙活動もあわせてやるということになってきますので、そういう意味で教育委員会の事務局とそれぞれの部署、直接の関係する部署とが連携した事業をどうつくっていくかというのも実行させる上で非常に重要だと思いますので、考えていただけたらいいと思いました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかに質問はよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 図書館システム用サーバー等の購入について

○**教育長** 次に「図書館システム用サーバー等の購入について」説明をお願いします。

○**図書文化財課長** それでは「図書館システム用サーバー等の購入について」でございますので、報告資料ナンバー2をご覧くださいければと思います。報告内容ですけれども、図書館システム用サーバー4台などの保守サポートが終了することから、該当機器を購入しますということで、購入物品につきましてはサーバー2台、ストレージ1台となります。

購入にあたっては、2,000万円を超える契約案件のため、令和元年の第3回定例会に提出する予定でございます。それに先立ちまして9月4日の区民文教常任委員会の方へ報告をさせていただきます。議決をいただきまして、サーバー等が納品された場合は、この12月29日から1月3日の間に交換作業を実施する予定でございます。その際には、利用する皆様には分かりやすい通知、報告を行っていきたいと思っております。

報告は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**田谷委員** 参考までにお伺いしたいのですが、保守サポート期間というのは、大体どれぐらいの期間なのかということと、もう一つ、購入物品のおおよその見積り額ございましたらお願いいたします。

○**図書文化財課長** 保守期間、サーバー類につきましては大体5年ということになってございます。それと今回の場合は、見積り予定金額としては2,200万円ちょっと超えたぐらいということで

ございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 令和2年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に「令和2年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは「令和2年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」ご説明をさせていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。

まず1「対象者」ですが、区内に住所があり、令和2年4月に小学校・中学校へ入学する新1年生が対象となります。次に2「受入れ上限数」です。受入れ上限数とは、入学可能人数の上限のことです。入学希望者が受入れ上限数を超えた場合は、通学区域外からの入学希望者を対象に抽選を行うことがあります。なお、通学区域内の入学希望者は受入れ上限数にかかわらず抽選なしで入学することができます。各学校の上限数ですが、1ページの表のとおりでございます。各学校と調整の上、受入れ上限数を決定いたしました。小学校、中学校とも昨年度と同じで変更したところはありません。

参考までに昨年度抽選になった学校は小学校では、御成門、芝、御田、本村、東町の5校、中学校では三田、高松、六本木の3校となります。このうち小学校で言いますと、御成門小、芝小、御田小学校につきましては抽選になりましたけれども、兄弟優先枠以外の方については1名も繰り上がってございません。本村小学校は、6名が繰り上がっており、9名が繰り上がらなかった人数となります。東町小学校は8名が繰り上がり、18名が繰り上がらなかった結果となっております。

中学校の方につきましては、三田中学校については抽選になりましたけれども、全員繰り上げとなっております。高松中学校は、32名が繰り上げができており、23名が繰り上がらなかった人数となります。六本木中学校は、24名が繰り上がっており、繰り上がらなかった人数は10名という結果になってございます。

2ページの方をご覧くださいませでしょうか。二重線の囲みの部分ですけれども、上限数の考え方をまとめたものでございます。小学校は6年間、中学校は3年間における通学区域の児童・生徒数の増加を見込み、受入れ上限数を低く設定しております。例えば小学校の場合ですと、2学級の場合は1クラス35人の2クラスという学級編制上の定員で合計70人となりますが、転入等で区立小学校へ就学してくる子どもの数を10名と予測し、その10名をあらかじめ差し引いた計60名を受入れの上限としてございます。

なお、※の部分ですけれども、東町小学校、南山小学校については国際学級の入級枠がございますので、受入れ上限数を65人としてございます。赤坂小学校は給食の調理を行う厨房が狭く、給食提供食数の上限が500食程度となっております。平成31年4月現在の児童数が赤坂小学校

の場合は454名おりますが、令和2年度以降、もし受入れ上限数を90名とした場合、令和4年度には現校舎において500人を超える可能性が高いので受入れ上限数を80名ということにしてございます。

続いて3番、抽選結果の順位の優先についてご覧ください。抽選となった場合の順位の優先についてですけれども、小学校においては、隣接学区域で希望する小学校に兄や姉が在学しているお子さんは、抽選結果の順位を優先いたします。また、東町小と南山小学校の抽選対象者で、国際学級への入級条件を満たす児童についても、兄弟優先枠の次に順位を優先させていただきます。

その次、4番の「今後のスケジュール」です。学校選択希望票の送付は10月11日、提出期限は郵送が11月8日、持参の場合は11月11日。応募状況の公表は11月22日です。同時に抽選校の発表も行います。抽選の実施は12月3日。就学通知の送付は1月10日を予定してございます。

最後に、参考資料の方、「令和2年度新入学 通学区域別学齢人口」をご覧くださいませでしょうか。左側の表が小学校、右側が中学校です。表の一番左の列が今年度入学した、平成31年4月1日現在の新入学時の住民登録者数でございます。区立中学校に入った児童数ではなく、住民登録をしている児童数でございます。真ん中ですが、来年度1年生になる予定の令和元年8月1日現在の住民登録児童数です。表の右の列ですけれども、参考として実際に今年度区立小学校に新入学した児童数と学級数を記載してございます。「計」のところをご覧ください。4月1日が2,514名、8月1日が2,528名ということで、令和2年度の学齢人口は14名の増となります。これがそのまま増えるという訳ではございませんが、参考にしていただければと思います。

右側の中学校の方をご覧ください。中学校については、4月1日が1,805名、8月1日が1,955名ということで150人の増加となります。これも全ての方が区立の中学校に入学する訳ではございません。区立に入学する方については、小学校で言うと7割程度、中学校では4割程度というふうに予想されます。

説明については以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

これは、参考資料と見比べると、来年度、令和2年度の想定の学級数・定員というのは同じではないのですよね、令和元年度と。

○**学務課長** 今回は受入れ上限数として、昨年度と全く同じ上限数で設定しておりますので、想定している学級数についても昨年度と変わらないという形です。

○**教育長** 変わらない。

○**学務課長** はい。

○**教育長** そうすると、さっき説明をプラスしてくれた御成門、芝、御田については、選択制を希望したのだけでも入った人は0ということだったではないですか。御成門、実際にこれイコールではないのだけれども、31年度の入学者が御成門73で、芝71で、御田が71ということは、大体いい線行っているということですよ。

○学務課長 そうですね、行っているかと思います。

○教育長 逆にこれを受入れの方をもっと多くしたらパンクしてしまったということですよ。

○学務課長 そのとおりでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

そうすると今の延長線上で行くと、中学校も同じような考えでいいのですか。想定学級数というのは。

○学務課長 今、令和2年度の、参考資料の中での学齢人口で言いますと、150名程増える予想をしているのですが、想定学級数は昨年度と変わらないという形で想定をしております。私どもの想定では、この学級数のとおり収まるものという形で考えているところでございます。

○教育長 この高松については32名が選択希望制をして入れた訳ですよ。

○学務課長 そうです、そのとおりです。

○教育長 入れなかった人もいる訳ですよ。だけど実際に開いてみたら70名しか、31年度は入っていない。学級数の想定では120名。ここはさっきの小学校の3校と違って、乖離があるではないですか。

○学務課長 今、高松中学校ですか。

○教育長 うん。

○教育長 高松中学校は、実際の今の中学生99名という形で。

○教育長 70名じゃないの。ごめんなさい、99名。それで、120名相当を予想していたでしょう。

○学務課長 そうです。

○教育長 ということは、入れなかった人はいたのだけれども、入れたのは入れたのではないの。今回、今後の学年進行ももちろんあるのだけれども。

○学務課長 高松中学校は受入れ上限数、今回と同じ100名という形で昨年度、上限を設定しておりまして、実際の学区外からの選択希望者は171名程ございました。その中で私立に行かれる方など、転出される方等がどんどん減っていきまして実際のところは繰り上がっても32名で、繰り上がらなかった方は23名という結果になったものでございます。上限数としては100名設定ということですので、実際に入った数は99という形になりますので、概ね見込みどおりという形で想定しております。

○教育長 そうではなくて、受入れ上限数ではなくて、想定学級数で120名を予定していたでしょう。転入者も来るかもしれないと。

○学務課長 実際の定員としては3学級120名という形で。

○教育長 では、23名は入れた。

○学務課長 ええ、きつきつでやろうと思えば入れた計算になります。ただ、3年間もたせないといけないということもございますので、比較的余裕をもって上限数をもっていった。

○教育長 23名と言わずに何名か入れた訳ではないですか。

○学務課長 そうですね、実際はそうです。

○教育長 そこは小学校3校と、見込みがくるっているということですよ。そうすると、この受入れ上限数100名でいいのという話になってしまう。

○学務課長 実際ちょっと学校によって、またはその学年によって3年間どのぐらい変動があるかという大きな違いが出てくるのですけれども、学校によってはほとんど学年の人数が変わらず、そのまま平行移動して進行してくる学年もありますし、実際に20名近く減になってしまう学年もあつたりとかで、なかなか想定しづらいところもあるのですけれども、一応、所管課としては受入れ上限数という形でいつも考えているところがございます。

○教育長 そうなのだけれども、もしその今話を説明するのであれば、その後の変化もずっと見ていかないといけない。その結果として今、今度新1年生はどうなのというところを予想した上で120名定員のところを100名の受入れ上限数にしましたというのが数字として生きてくる。生きてくるというか、意味がある数字になってくるのではないですか。その1年生だけ捉えるのではなくて。

○学務課長 そうですね。

○教育長 それはどうなのですか。

○学務課長 受入れ上限数の考え方については、おっしゃるとおり、学校選択制が始まって以来ずっと同じ考え方をとっていると思うのですけれども、やはり今、教育長からご指摘いただいたようなケースも出てくることがございますので、受入れ上限数の考え方についてちょっともう一度改めて検討させていただければと思います。

○教育長 では、今日はこれ保留でいいですか。

○学務課長 ただ、今回については従来どおりの考え方で受入れ上限数という形でご承認いただければというふうに思っております。

○教育長 仮にこの数字というかデータが、この落ちた23名の人に行ったら、入れたじゃんとなるよね、単純に。

○学務課長 結果から見るとそうになってしまうのですけれども、受入れ上限数という形では概ね…

…。

○教育長 いやいや、そうではなくて。想定定員のことを言っているのです。受入れはこちらで勝手に決めた数字になるのですよね。そことの比較で話が出てきますよと。何で入れなかったのですかと。

○学務課長 どうしてもその「定員」という形で学級数を想定してしまいますと、やはり教員の配置との関係も出てきますし、今後はその教室の数がどうなるのかという部分も出てきますので、どうしてもその受入れ上限数という……。今回の例えばその20枠の考え方がどうかというところがございますけれども、どうしても低く見積もる必要が出てきますので、そこについては今回、高松中の昨年の結果を見ると23名繰り上がらなかった方がいるのに、「これだけ余裕があってもよかったの？」という形になるかもしれないのですけれども、どうしてもその受入れ上限数は低く設定

する必要があるというところをご理解いただければというふうに思います。

○**教育長** だから「低く」というのは、低くをどの程度低くという。そこを分析するためにはさっき学務課長自身が言っていたように、1年だけ捉えるのではなくて、今後もあるのでしょう。学年進行2、3までになったときに途中から入ってくる人もいるから、だからこれだけの余裕を持たないといけないのですよとなっているではないですか。では、高松において過去にはどういう傾向があったの。いや入ってきたのですよと言えば、その落ちた23名の人に説明できるではないですか。そういうことを言っているの。

○**学務課長** なるほど。

○**教育長** だから、これからではなくて、やっておかないといけないの。

○**学務課長** その年によって、相当ばらつきが出てくるのがございますので、なかなかこれぐらいというのが非常に数値として出しにくいところがございます。あくまで、これは数字で言うと9割程度という形になるかもしれないのですけれども、受入れ上限数としては今回は従来どおりの受入れ上限数の考え方でご理解いただければというふうに思います。

○**教育長** いや、9割ではない。99だから9割か。その部分なのですよね。だから、受入れ上限数からすると大体見合っている訳ではないですか。そことの違い、定員との違い。ここはよく分析しておいてください。それで説明できるようにしてください。もし仮にそういうお話をいただいたときに、ここはこうなんですよと。だから23名の人が高松に入れなかったのですよと説明できるようにしないと。「余裕を持って」では、結果的には入れたではないですかという、そこを捉えるから。入りたいという人たちは当然そういうふうにおっしゃられると思うので。

○**学務課長** 十分お答えできるような形で整理してまいりたいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 6 新教育センター等整備事業に係る物価変動協議への対応について

○**教育長** 次に「新教育センター等整備事業に係る物価変動協議への対応について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** 報告資料ナンバー6「新教育センター等整備事業に係る物価変動協議への対応について」ということで、以前にも1回やったことがあると思うのですが、以前やったものは物価変動ではなくて、さまざまな経費の積算の関係でやりましたけれども、今回は物価変動等ということで、契約の変更をお願いしたいということになります。つきましては、建設費そのものの資材の価格が上がっている、それから人件費が上がっているということで、これまで計上していたものをちょっと積算した結果、国が719,800,000円以上の金額の修正が必要になる。それで、比率に基づいて区の方ではその分、96,453,634円を負担しなくてはいけないということになります。つまり補正予算を要求し、議会の議案として提出をさせていただくということで、今後の予定についてはこのようなことで進めさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

物価という話なのですが、確かに建築資材が上がっているということは分かるのですが、この96,000,000円余の内訳というのは、ただ数字だけぽこっと出てきているのですが、それはちゃんと用意して説明しないと。細かいところは別にして、分からないのではないですか。

○教育指導課長 これについては私ども国の方からいただいている細かな数値、データ等がなくて、全体の増額分というのはいただいているのですが、改めてちょっとこちらの方で調査をしたい、確認をしていきたいと思います。

○教育長 物価変動はいいのだけでも、人件費が上がったというのは、それはいくらなのか。物価と人件費。この「等」というのは人件費のことでしょう。

○教育指導課長 もらっていない資料……。国からいただいている資料には明細がございません。

○教育長 ちょっとそれではまずいのではないですか。

○教育指導課長 総合トータル額ということで、契約を結んでいる……。

○教育長 それはいいのですが、これ議会で耐えられないよ。補正予算。

○教育指導課長 ちょっと資料要求を、国の方にかけてみたいと思います。

○教育長 全くないの。この96,000,000円余の数字がいきなりぼんと来て、これが足りないで補正予算してくださいということではないけれども、用意していただきますというふうに来ているの。それも年まである、年単位まで。

○教育指導課長 国の関東地方整備局の方と事業者の方とで、その金額を精査し、その精査した額を相応でうちが受け持つべき額として算出されたものが、こちらの方に請求額としてあがっているということです。細かな金額については積算資料、建設物価、施工単価、コスト情報とか、公共事業労務単価ですとか、標準建設のそういったものについてのものを参照してつくりましたよということの説明資料はいただいています、細かなバックデータ、数値については我々の方にいただけないところでは。

○教育長 いただかないといけない。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だって、国も同じでしょう。事業者から要求されて、それを719,000,000円余を用意しないとイケないのでしょう。国だって、分かりました、ではそれを用意してお支払いしますということではない。

○教育指導課長 国の方が代表して協議を行っていて、その協議結果に基づいて、うちにはうちの支払い分だけが請求額として来ていますので、バックデータは国が持っていると思いますので、それについてはこれからちょっといただけるように手配したいと思います。

○教育長 ちょっとここに、この段階でないと全然、報告事項として了承できないのではないですか。別に信用してない訳ではないのだけれども、そのPFI事業者や国を信用していない訳ではないの



だけれども、何でこの金額になるのというのがないと、大まかでも妥当性があるかどうかというのが分からないじゃない。約1億ですよ。いくら探してもないならしょうがないけれども。ちょっと追ってそれは説明をしてくれますか。そこにないでしょう。

○教育指導課長 ないです。

○教育長 ないのだったらしょうがないではないですか。至急要求して、それこそ教育委員会は報告だけれども、議会は補正予算の審議になるので、これは通らなくなってしまう可能性は大ですよ、ここの部分だけ。

○教育指導課長 資料を取り寄せたいと思います。

○教育長 ほかにご質問を。

○山内委員 今回のことは実は非常に重要なことだと思うのです。つまり、区として国が言ってきたものは何も疑問を持たずに、疑いの目も持たずにそのまま受け入れるのか。それとも、やはり区は区として独自の目で見直して、ある種の、国とちゃんと緊張関係を持って対応するのかという話で、そういう意味では当たり前のように国から出てきたら積算の根拠が何かというのを確認するような姿勢であっていいのだと思うのです。特に新教育センターの場合、今後ずっとこの建物の、例えば施設管理とか補修についても常に国との間で同じような関係が出てくるのだと思いますけれども、そのときにも単に言いなりになってするのか、それともちゃんと国とある種の緊張関係を持ちながら業者に対峙していくのかということを見ると、実はこれはこの件だけではなくて、先につながる大事な姿勢を確認することだと思いますので、ぜひその点を丁寧によろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 ちょっと答えて、教育指導課長。

○教育指導課長 今のお言葉については、そのように対応をしていきたいと思ひます。契約書上どうなっているか確認……。

○教育長 改めてそういう意味では次回ということではなくて、調べた上で教育委員の先生方には説明してもらいたいのですけれども、どういう形かはお任せします。ほかによろしいですか。

○田谷委員 区と国が共同で契約を結んでいるのですよね。

○教育指導課長 国と区で事業者の方と契約を結んでいて……。

○田谷委員 ですよ。ただ国が窓口になっているだけですよね。

○教育指導課長 積算その他についての窓口は全て国が行うということになっているので。

○田谷委員 窓口になっているだけですよね。そうであれば、区も契約当事者ですから、おそらくそのような増加分が710,000,000円になるのはなぜなのかという根拠の資料を直接業者に請求できるのではないですか。

○教育指導課長 事業者とこの建設に関してのやつは国で結んでいて、国とうちが結んでいて。

○田谷委員 そういうことなのですか。だけど、この報告内容の中には2行目3行目、区と国が契約を締結し、合同PFI事業として実施していると説明しているのですけれども、これと矛盾しませんか。

○教育指導課長 国と区が要するに合同でその整備を行うということをやっている、国の方に建設に関する全てのものを委託している形になっていて、国と業者の方が施設建設については請け負っているという形になっています。国が受け取っているもののうちの請求額だけがうちに来ているのは、そうしたことで説明は負わない形になっているのです。ただ、我々が参考資料としては必要だということについては間違いのないことなので、それについては参考資料をできるだけのものを提供してもらえるように、今後はちょっと調整を図っていきたいというふうに思います。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 7 教育センター什器等の購入について

○教育長 次に「教育センター什器等の購入について」説明をお願いします。

○教育指導課長 報告資料ナンバー7ということで、教育センターは来年度の4月1日に開設いたしますので、それに必要な什器等の購入をいたします。その金額総額が、かなり買い込んでいるものですから、これについては契約議案として議会の方に提出いたします。

購入物については、ここの表についているとおりのことと、2枚目以降に細かな物品についてのもが出ていますが、今日はそういったことの概略だけお伝えして、中身としてはどんなふうレイアウトされて置かれるのかというのが2枚目の紙、濃いピンク色というのですか、その中で椅子ですとか、什器類がどんなふう配置されるのか、どんな部屋にどんなものがあるのかというような大まかなことをつかんでいただいて、その総額がこの最終的な、注文するのはこれで、金額をこれから議会にかけていくことになるということでございます。

説明は甚だ簡単ですけれども、以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

これ書き方なのだけれども、購入物品で「その他（傘立て等）」と書いてあるのだけれども、「傘立て」が一番ここでふさわしいのですか。

○教育指導課長 その他は6点しかないのです。というのは傘立てと何だっけ。

○教育長 一番最後のページに「傘立て」と。

○教育指導課長 パンフレットスタンドと傘立て。その他と書くだけで、例示がないと言われてしまうし。

○教育長 だから、「傘立て」がふさわしいの、6点の中で。

○教育指導課長 傘立て数点と、パンフレットスタンド数点で6点になるはずですので。二つ種類しかないのです。

○教育長 代表的なのは「傘立て」なの。ではしょうがないですけれども、こういうのは金額が高いやつを出すのですよね、普通。金額が高い訳ですね。

○教育指導課長 いや、金額は……。

○教育長 パンフレットスタンドより傘立ての方が。

○教育指導課長 数が多いから総額が高いのかな。

○教育長 あと、ここの中で「ロッカー」とあるんだよね、いくつか。だけど、そこがどれに入っているのですか。机、椅子、棚。

○教育指導課長 ロッカー。棚のところですね。

○教育長 ロッカー、これ、それなりに高いものではないかなと思うのだけれども。書き方なので、一応代表的なやつをこうやって、あるいはほかに項目としてあげるとか。どこかに入っているのでしょう、これ。通ってないから。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

#### 8 後援名義等の7月使用承認について

#### 9 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について

#### 10 生涯学習スポーツ振興課の7月各事業別利用状況について

#### 11 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

#### 12 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について

#### 13 図書館の7月分利用実績について

#### 14 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について

#### 15 9月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の7月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の7月各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の7月行事实績について」「図書館の7月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の9月行事予定について」「9月教育指導課事業予定について」この8件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問をいただければと思います。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

○学務課長 それでは先程ちょっとご質問いただきましたニコニコ高原学園の指定管理者候補者の選定について、資料ナンバー3の別紙の「必要経費」の部分になります。人件費につきましてデータ区分というお答えをさせていただきました。正社員と契約社員合わせて7名の職員がおります。この職員につきましては年間2%お給料が上がるということ、それから非常勤、パート、アルバイトですけれども、4名見込んでございます。時間給の単価が年間30円上がるという計算で今回算出してございます。

それから利用者数ですけれども、延べ利用者数ですが、令和2年度につきましては7,990名

程、それに対して令和6年度については11,500名程の利用者を見込んでいるものでございます。

私からは以上です。

○教育長 2%増、引き上げ。それ自体は妥当性あるのですか。どのぐらいでしたっけ、今。例えば我々というより民間の事業者、人事委員会の人事委員の感覚で。

○学務課長 申し訳ございません。ちょっと記憶してございません。

○教育長 それは高くないという理解でいいのですか。

○学務課長 はい、そういったことで……。

○田谷委員 1.5とかではないですか。

○教育長 1.5？

○田谷委員 1.5とか2。それぐらいですよ、いつも。

○教育長 今の報告についていかがでしょうか。よろしいですか。

そのほか何かありますでしょうか。

○教育長室長 先程の済みません、報告の令和2年度の予算の見積りの依命通達ですけれども、今回通達の押印については、対内文書のため省略するというところで作成されていますので、こちらが原本ということでご了承いただければと思います。

○教育長 それはちょっと聞いてなかったです。

○教育長室長 予算の方針、予算の見積りの依命通達につきましては、対内文書では押印を省略だそうです。

○教育長 何で予算執行のやつを押印してないのですか。

○教育長室長 今回は押印を省略ということで。

○教育長 だから説明になってないではないですか。しかもまだ半年ちょっとしかたっていないではないですか。半年もたっていない。

○教育長室長 済みませんが、ちょっとその押印をした文書はご用意できないということで。

○教育長 ご用意できないではなくて、今の説明が何でという。4月1日、それ以降変えたのですよというのがあれば。これ、全庁的な話だと思うのですけれども。そういう意味ではちょっと、そんなことありましたか。

○教育長室長 今回は……。

○教育長 31年4月1日付の依命通達ということではないのだけれども、4月1日付の文書は公印を押してある訳ではないですか。しかも依命通達と同じ類のとかレベルの。それが押してないのはなぜと。それが今の説明では納得できない。4月1日の文書だって対内文書ではないですか。

○教育長室長 そうですね。

○教育長 一応確認した方がいいですよ。単純に忘れているかもしれないので。

○教育長室長 決裁文書で公印を省略しますというのが明記されているので、忘れたのでは……。意図して省略しています。

○教育長 では間違っているのですか。31年4月の。

○教育長室長 「省略できる」なので、していたら間違っているという訳ではないのですけれども。

○教育長 それは同じ副区長、両副区長依命通達で、しかも予算にかかわるもので、一方を押しして一方を押ししていないというのは、できるからどっちでもいいですというのは、それはあまりにもひどくないですか。

○教育長室長 課長に申し伝えます。

○教育長 事実としては押ししているという。情けないなという感じだね。それがはっきり説明できないというか。村山室長が説明できないという意味ではないよ。しょうがない。財政課が……。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会9月3日火曜日午後1時半から開催予定ですので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後12時07分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕